生活困窮者自立支援事業（相双）

社会福祉法人福島県社会福祉協議会職員　募集要項

１．募集職種　　相談・就労支援員　　１　名

＜業務内容＞

生活困窮世帯や生活保護世帯等、生活・福祉援助等を必要とする者への支援に関して次の業務を行う。

①福祉的課題を有する者に対する相談対応

②ハローワーク等への同行訪問などの就労支援　　等

２．採用条件

（１）年齢・学歴は不問

（２）必要な資格・免許・経験等

①普通自動車運転免許（ＡＴ限定可）　※公用車による県内出張あり

②パソコン（ワード・エクセル）の実践的な操作が可能なこと

③福祉関係の相談援助業務の経験があればなお可

３．雇用条件

（１）勤務場所：南相馬市原町区小川町 674-5

（２）雇用形態：嘱託職員（非正規・有期雇用）

（３）雇用期間：令和８年１１月１日から令和９年３月３１日　※契約更新の可能性あり

（試用期間１１月１日～令和９年１月３１日）

（４）賃　　金：月給　１８４，９００円　原則昇給無し

（５）諸 手 当：通勤手当のみ支給

（６）社会保険：健康保険、厚生年金、雇用、労災保険に加入

（７）休 暇 等：①年次有給休暇は「嘱託職員等雇用規程」の規定による。

②特別休暇は「就業規則」の規定による。

（８）就業時間：　８：３０～１７：１５

（９）休憩時間：１２：００～１３：００

(10) 休 日 等：土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（１２月２９日から１月３日まで）

※必要に応じ休日等の勤務あり。振替休日にて対応。

４．応募手続

（１）提出書類：履歴書（写真添付）、職務経歴書、ハローワーク又は福祉人材センター紹介状

（２）受付期間：令和８年１０月１５日（木）までに書類必着

（３）提 出 先：〒960-8141　福島市渡利字七社宮 111 番地

社会福祉法人福島県社会福祉協議会　総務企画課

５．選考方法

（１）応募書類による書類選考の後、合格者に対し面接選考を行います。

（２）書類選考結果は、応募締切後１週間以内に連絡する予定です。

※書類選考合格者には、面接選考の日時を電話で連絡します。

※書類選考不合格者には、選考結果を郵送します。

（３）面接選考時に、簡単なパソコン操作実技を行っていただきます。

６．問い合わせ先　（平日８：３０～１７：１５）

社会福祉法人福島県社会福祉協議会　　総務企画課　　TEL 024-523-1251